

平成16年9月末現在の過年度の未収金については、2,906,900円と年度当初に比べて615,400円減少している。今後とも、様々な対策を駆使し、解消に向けて努力したい。

- 2 平成15年度末で廃止した知的障害児施設肥後学園の用地の一部が未登記となっており、従前からその解消に取り組んでいる。

未登記となっているのは、昭和14年～15年頃に県種畜場として買収し、昭和24年に学園創設の際に所管換えとなった用地に係るものであるが、買収当時の契約書等の書類が存在せず、未登記となった経緯が不明のため、解消が困難であった。

本年4月、未登記解消の業務を担当する職員を配置し、土地の沿革についての事実関係の確認や相続人等関係人の調査・整理及び登記手続き上の課題の検討がほぼ終了した。9月からは相続人等への交渉を開始している。

また、並行して、取得時効の援用による法的解決についても、弁護士や法務局などと協議を行っており、平成17年度中の解消を目標に事務を進めている。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
商工観光労働部工業振興課	平成16年7月15日 及び8月2日	平成16年10月1日
(報告公表事項) 阿蘇ソフトの村の建設について、企業の進出が見込めない状況にある。土地の有効活用の観点から、計画の見直しを行うこと。		
(改善措置) ソフトウェア関連企業のほか、企業の保養所、研修所も対象に含めて企業誘致活動を行ってきたが、企業の進出は極めて困難な状況にある。 計画の見直しを含めて、多角的な視点から土地の有効活用を検討している。		

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
商工観光労働部経営金融課	平成16年7月16日 及び8月2日	平成16年10月1日
(報告公表事項) 中小企業振興資金貸付金の未収金（平成15年末現在2,035,929,677円）について、引き続きその解消に努めるとともに、案件に応じた具体的な対策を行うこと。		
(改善措置) 営業継続中の組合等にあつては、経営診断等に基づく経営指導により、償還原資の確保を図り、未収金の早期解消に努めている。 倒産組合等にあつては、個別債権回収方針に基づき、債務者や保証人の資産・収入状況の調査を行うとともに、定期的な戸別訪問等を通じ、未収金の回収に努めている。また、併せて抵当権実行による不動産競売等の実施に向けて、検討を進めている。		

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
商工観光労働部労働雇用課	平成16年6月25日 及び7月12日	平成16年10月1日
(報告公表事項) 中小企業従業員住宅使用料の未収金（平成15年末現在16,045,390円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めるとともに、督促記録を毎回作成し、債権回収状況が解るようになること。		
(改善措置) 未収になっている2企業分については、引き続き保証人等に対する督促を行っており、多額の納入はできないものの、少額の納入は継続されている。 また、督促記録は毎回作成している。		

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
農政部農業団体金融課	平成 16 年 7 月 21 日 及び 8 月 4 日	平成 16 年 10 月 1 日
(報告公表事項) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成 15 年度末現在 24,436,389 円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 未収金については、各地域振興局において農協等の関係機関との連絡を密にして、延滞農家の呼び出しや個別訪問を実施し、分割納付や負債整理資金への借り換え、あるいは連帯保証人への請求等により、積極的な回収に努めている。 なお、未収金の円滑な回収を図るため、「農業改良資金債権回収マニュアル」を制定し、6月に地域振興局に配付済み。		

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
農政部農村計画課	平成 16 年 6 月 21 日 及び 7 月 7 日	平成 16 年 10 月 1 日
(報告公表事項) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金（平成 15 年度末現在 104,580,724 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 国営土地改良事業直轄負担金の未納解消のため、土地改良区との十分な連携を図り、受益農家の負担金支払意識の高揚を図りながら、次のような対策を講じていく。 (1) 土地改良区に対する「未収解消対策」の提出指示 (2) 国営事業の受益農家負担金納付依頼のチラシ作成、配付 (3) 土地改良区が行う臨戸徴収への同行 (4) 中山間地域等直接支払制度の活用 (5) 地域農業の安定及び発展を推進し、個々の農家の所得向上を図るため、各地域振興局農業改良普及センターのプロジェクトチームを中心として、高齢化・後継者不足による作業受託や担い手農家への農地集積等、個々の農家の実態に即した営農指導の実施		

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
農政部農地建設課	平成 16 年 6 月 17 日 及び 7 月 7 日	平成 16 年 10 月 1 日
(報告公表事項) 県営畑地帯総合整備事業分担金の未収金（平成 15 年度末現在 20,000,000 円）について、その解消に努めること。		
(改善措置) ・ 土地改良区に対して、本事業（堆肥製造処理施設分）における分担金納入の督促を行う。 ・ 計画の見直し作業で用地及び施設タイプの決定が難航したため、関係受益者に対し、施設計画の早期確定を指導調整する。 ・ 計画の見直しとその調整に時間を要したことにより、本年度実施可能額に限度が生じてきたため、関係受益者に説明。 ・ 土地改良区に対して、本年度実施可能額に対する分担金の納入を要請。		

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
林務水産部漁港課	平成 16 年 6 月 25 日 及び 7 月 28 日	平成 16 年 10 月 1 日
(報告公表事項) 公害防止事業費事業者負担金の未収金（平成 15 年度末現在 84,754,079 円）及び漁港施設使用料の未収金（平成 15 年末現在 9,981,288 円）について、引き続きその解消に努めること。		

(改善措置)

公害防止事業費事業者負担金の未収金については、滞納処分による債権回収を図ることとしており、平成16年5月に債務者の資産調査を実施したが、差押え可能な資産を発見することはできなかった。

今後も資産調査を継続し、できる限り債権回収の努力を行う。

また、漁港施設使用料の未収金については、牛深漁港浄化施設に係る使用料であり、各利用者の経営状況の悪化により滞納が発生している。なお、平成16年10月1日現在では、894,047円徴収したところである。

電話及び訪問督促、文書催告の定期的な実施、納付計画の提出指導などを行い、未収金の解消に努めており、今後とも、引き続き徴収に努力する。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
土木部八代港管理事務所	平成16年8月13日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

港湾施設使用料の未収金（平成15年度末現在4,154,643円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

平成15年度末における滞納者は3社となっているが、そのうち2社については代表者の所在が不明であるため、現在、所在確認のため、関係機関に照会を行っているところである。判明次第、臨戸し催告を行う予定である。

なお、残り1社については、代表者の所在が判明しているため、機会を捉えて訪問し、催告を行っている。

今後、必要に応じて資産調査や差押えなどの滞納処分を行い、収入確保に努める。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
土木部熊本港管理事務所	平成16年8月20日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

港湾施設使用料等の未収金（平成15年度末現在7,905,441円）については、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

平成14年度以前に発生した分については、戸籍謄本を取り、所在が判明した。今後、債務者に対して電話や文書、訪問による督促に努める。

平成15年度に発生した分については一部回収済みであり、残額についても年度内完納見込みである。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
土木部道路総務課	平成16年7月8日 及び7月22日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

橋梁損傷に係る負担金等の未収金（平成15年度末現在9,017,300円）及び道路占用料の未収金（平成15年度末現在2,457,871円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

債務者に対しては、引き続き電話・訪問による納入督促を徹底して行うとともに、必要に応じて資産調査や差押え等の滞納処分を行い、収入の確保に努める。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
土木部河川課	平成16年7月2日 及び7月22日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

工事清算金の未収金（29,178,776円）及び土石採取料等の未収金（平成15年度末現在21,748,434円）については、引き続きその解消に努めること。